

議案第36号

木津川市における介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び木津川市における介
護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定
員等に関する条例の一部改正について

木津川市における介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準を定める条例（平成24年木津川市条例第40号）及び木津川
市における介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定
員等に関する条例（平成25年木津川市条例第24号）の一部を別紙のとおり改正す
る。

令和7年2月25日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を
改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和6年厚生
労働省令第4号）」の公布により「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36
号）」等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市における介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び木津川市における介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（木津川市における介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 木津川市における介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年木津川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（ <u>法第8条第23項第1号</u> に規定するものに限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第65条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（ <u>施行規則第17条の12</u> に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第65条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

（木津川市における介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に

係る入所定員等に関する条例の一部改正)

第2条 木津川市における介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例（平成25年木津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者）</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（<u>法第8条第23項第1号に規定する複合型サービス</u>に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。</p>	<p>（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者）</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（<u>複合型サービス</u>（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。</u>）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。